

平成26年4月2日以降に70歳の誕生日を迎える方へ

70歳の誕生月の翌月*から医療費の 窓口負担が**2割**になります

(※ただし、各月1日が誕生日の方はその月から2割になります)

- ・70歳から74歳の方の窓口負担は法律上2割となっていますが、特例措置でこれまで1割負担とされていました。平成26年度から、より公平な仕組みとするために2割負担に見直されることとなりました。

対象者

平成26年4月2日以降に70歳の誕生日を迎える方
(誕生日が昭和19年4月2日以降の方)

2割となる時期

70歳の誕生月の翌月(ただし、各月1日が誕生日の方はその月)の診療から2割になります(69歳までの3割から2割に変わります)
(例)平成26年4月2日～5月1日に70歳の誕生日を迎える方は、5月の診療から2割負担になります。

ご注意

一定の所得がある方は、これまでどおり3割負担です

なお、窓口負担には毎月の負担上限額が定められていますが、70歳から2割負担となる方は、69歳までと比べて上限額が下がります。

平成26年4月1日までに70歳の誕生日を迎えた方へ

平成26年4月以降も医療費の 窓口負担は**1割**のまま変わりません

(※平成26年3月2日～4月1日に70歳の誕生日を迎える方は、3割から1割になります)

- ・平成26年4月以降も、引き続き特例措置の対象になります。

対象者

平成26年4月1日までに70歳の誕生日を迎えた方
(誕生日が昭和19年4月1日までの方)

ご注意

一定の所得がある方は、これまでどおり3割負担です

なお、窓口負担には毎月の負担上限額が定められていますが、この上限額も変わりません。

詳細は、加入している健康保険組合、全国健康保険協会、市町村(国民健康保険担当課)、国民健康保険組合、共済組合にお問い合わせください。

すべての方へ

- ・厚生労働省が定める診療報酬や薬価等には、医療機関等が仕入れ時に負担する消費税が反映されています。
- ・平成26年4月1日から消費税が8%になることに伴い、診療報酬の一部が引き上げられています。

※詳しくは厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp>)をご覧ください。